

第2節 不良債権処理の促進

不良債権の概念（資料10-2-1～5参照）

1. 金融再生法開示債権（資料10-2-3参照）

金融機関の不良債権の概念の一つに、金融再生法開示債権がある。これは、金融再生法（金融機能の再生のための緊急措置に関する法律）の規定に基づき、貸出金、支払承諾見返、貸付有価証券等の総与信を対象に、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」及び「正常債権」の4つの区分に分けて開示するものである（主要行については平成11年3月期より、地域銀行については平成11年9月期より、協同組織金融機関については平成12年3月期より、開示が義務付けられた）。このうち「正常債権」以外の3つを「金融再生法開示債権」と呼んでいる。

2. リスク管理債権（資料10-2-4参照）

リスク管理債権は、金融再生法開示債権と並ぶ不良債権の概念の一つであり、貸出金を対象に、客観的形式的基準により区分（破綻先債権、延滞債権、3ヶ月以上延滞債権、貸出条件緩和債権）し、区分された債権毎に各金融機関が開示するものである。このリスク管理債権は、米国証券取引委員会（SEC）と同様の基準に基づくものであり、平成10年3月期より各銀行が全銀協統一開示基準等に基づき開示を開始、平成11年3月期からは、金融システム改革法に基づく銀行法等の改正により、全預金取扱金融機関に対し、連結ベースでの開示を罰則付きで義務付けられた。

不良債権の現状（資料10-2-6参照）

1. 金融再生法に基づく資産査定 【全国銀行ベース】

	金融再生法開示債権				正常債権
		破産更生債権及び これらに準ずる債権	危険債権	要管理 債権	
12年3月期	31.8兆円	7.8兆円	16.2兆円	7.8兆円	504.3兆円
13年3月期	33.6兆円	7.7兆円	15.0兆円	10.9兆円	503.5兆円
14年3月期	43.2兆円	7.4兆円	19.3兆円	16.5兆円	468.9兆円
14年9月期	40.1兆円	7.0兆円	16.4兆円	16.8兆円	445.5兆円

2. リスク管理債権残高の推移 【全国銀行ベース】

12年 3月	13年 3月	14年 3月	14年 9月
30.4兆円	32.5兆円	42.0兆円	39.2兆円

(注) 金融機関の不良債権は、以下のように担保・保証及び引当により保全がなされており、不良債権残高がそのまま金融機関の損失につながるわけではない。

再生法開示債権の担保・引当による保全状況

(14年 9月期 全国銀行ベース)

担保・保証、引当による保全率	75.2%
うち破産更生等債権	100.0%
危険債権	83.2%
要管理債権	57.1%

不良債権問題への取組み (資料10-2-7~8参照)

不良債権の最終処理は、金融機関の収益力の改善や貸出先企業の経営資源の有効活用などを通じて、新たな成長分野への資金の移動を促すことにつながるものであり、他の分野の構造改革と合わせてこれを加速することは、日本経済の再生に不可欠なものである。

これまで、13年4月の緊急経済対策以来、主要行の破綻懸念先以下債権について、いわゆる「2年・3年ルール」「5割8割ルール」等のオフバランス化のルールを設定し、それに則って不良債権の最終処理が着実に進められてきたところである。

さらに、昨年10月の「金融再生プログラム」においては、主要行の不良債権比率を16年度末までに現状の半分程度に低下させることを目指し問題の正常化を図るとともに、構造改革を支えるより強固な金融システムの構築に取り組むこととしている。また、中小・地域金融機関については、金融審議会のワーキンググループにおける議論を踏まえて15年3月に公表された「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」に従い、その機能強化を図り、中小企業の再生と地域経済の活性化を図るための取組を進めることにより、不良債権問題の解決を目指す。